

産業建設委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

全国的に高度経済成長期に建設されたインフラ施設の老朽化が進む中、少子高齢化による人手不足や物価高騰による維持管理費の増加など、その維持管理は年々難しいものとなっている。施設の管理水準を維持するため、官民が連携して包括的な維持管理を行い、民間事業者の技術力や創意工夫を活用することで、住民の利用における安心・安全の確保や環境を維持しながら、快適で質の高いサービスの提供並びに維持管理コストを最適化することができる包括的民間委託を採り入れる自治体が増えつつある。

亀山市においては、道路施設は法により一定の適正管理が行われているものの、箇所によっては通行の安全性や景観、保安等で改善が求められる場合がある。法定外管理の緑地については、その管理方法が地域や場所ごとで多くの差異が生じている。そのため、令和7年度から道路施設管理包括的民間委託導入について、事業者に対して説明会を開催するなど包括的管理について検討を進めているところである。

また、公園や緑地についても道路と共通する部分もあるが、多様化する市民ニーズに対してどのように維持管理を行っていくのかが課題となっている。亀山市では公園等環境美化ボランティア推進事業としてアダプトプログラム（里親制度）を実施しているが、高齢化や新たな担い手の確保が難しいなど課題も散見されるところである。

さらに、鈴鹿川の河川空間を活用しウォーカブルな空間づくりを効果的に行なうものとして、「かわまちづくり支援制度」への登録に向け、かわまちづくり計画の作成を進めている。この制度は国の管理する水辺空間を含めて活用することで地域の賑わい創出を目指す取り組みであり、推進主体となる市はイベント施設やオープンカフェの設置などに関し公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して、収益施設の設置と併せて広場や園路等の公園施設の整備・改修を行う民間事業者を選定するものであり、完成後の施設の維持管理のあり方も検討していく必要がある。

以上のことから、本委員会では社会インフラにおける官民連携について、市の現状を調査し、包括的な管理に対する課題を整理すると共に、包括管理やPPP、PFIといった新たな可能性や今後の在り方について所管事務調査を行ったのでその結果を報告する。

【現状把握】

当委員会では、社会インフラにおける官民連携について現状把握をするため、建設部に対し、道路や公園・緑地の概要と管理状況について、また美化ボランティアの状況や自治会等からの要望内容やその対応、官民連携に関する説明会についてなどの資料を求め、聞き取りを行った。

1 道路施設の現状について

(1) 道路施設とは

道路施設とは、安全・円滑かつ快適に利用できるよう設置している各種の構造物や設備の総称である。道路本体（車道・歩道）に加えて、交通の安全性を確保し、利用者の利便性を高めるために、多様な施設を含んでいる。

- ・道路施設の現況（令和7年3月現在）

- 市道総延長 554,654m

- ・道路本体施設

- 舗装（アスファルト舗装・コンクリート舗装）、排水施設（側溝・集水桝）等

- ・道路構造施設

- 橋梁、擁壁、ボックスカルバート等

- ・交通安全施設

- 道路標示（区画線等）、ガードレール・ガードパイプ、カーブミラー、照明灯（道路等）等

(2) 道路施設の管理体制

本市が管理している市道は約555kmに及び、市民生活や地域産業を支える重要な社会基盤となっている。これらの道路施設については、適切な維持管理を行うことで、安全性の確保と道路機能の維持に努めている。特に2車線道路のうち、交通量が多く大型車の利用が多い道路を「主要幹線道路」として位置付け、31路線が認定されている。

① 舗装の維持管理

主要幹線道路の舗装については、定期的に路面調査を実施し、損傷状況や交通量を踏まえて優先度を評価している。その結果に基づき、計画的に工事発注を行い、舗装修繕を進めている。

② 橋梁の維持管理

市内には315橋の橋梁が存在しており、これらは道路ネットワークを構成する重要な構造物となっている。橋梁については、国の基準に基づき5年毎に法

定点検を実施し、健全度を評価している。点検結果に応じて補修の必要性を判断し、計画的に工事発注を行うことで、安全性の確保と長寿命化を推進している。

③ 小規模修繕の対応体制

舗装の穴埋め、側溝の破損、道路上の障害物除去、河川の終節、草刈など日常的に発生する小規模な作業については、直営の道路補修作業員がパトロールを兼ねて対応している。道路補修作業員で対応困難な案件については、市内を5地域に区分し、地域ごとに市内業者と単価契約を締結し実施している。市民から通報があった場合には、市職員が現地確認を行い、修繕内容を整理した上で、該当地域の契約業者へ都度指示を行う体制としている。

道路補修作業員による修繕件数（令和6年度）							
舗装の 穴埋め	側溝の 損傷	障害物 除去	河川の 浚渫	草刈	交通安 全施設 の損傷	小規模 な舗装 修繕	その他 修繕
355	47	345	0	200	76	0	365
単価契約に業者による修繕件数（令和6年度）							
舗装の 穴埋め	側溝の 損傷	障害物 除去	河川の 浚渫	草刈	交通安 全施設 の損傷	小規模 な舗装 修繕	その他 修繕
18	52	53	4	12	23	32	62

④ 業務委託による維持管理

道路環境の安全性と快適性を確保するため、街路樹の選定を行う街路樹管理業務、道路法面や歩道周辺の雑草繁茂を防ぐ草刈業務、道路の美観維持と排水機能の確保を目的とした路面清掃業務、さらに冬期の交通安全を支える雪氷対策業務を発注し、計画的な維持管理を進めている。

⑤ 地元の対応

各自治会から寄せられる道路修繕要望については、自治会長から提出される要望書を基に対応を進めている。受理した要望書は、緊急度等を踏まえて優先順位を整理し、側溝整備を含む修繕作業を工事発注、もしくは単価契約により順次実施して対応している。

(3) 道路の管理状況と課題

本市が管理している道路・河川等の社会インフラは急速に老朽化しており、従来の維持管理手法では多様化・高度化する行政ニーズに十分対応できない状況にある。

専門的な知識を有する技術職員の確保が難しくなっており、持続可能なインフラ管理体制の構築に向けて大きな課題となっている。

技術職員の減少や若手人材の不足により、専門知識・技能の継承が進みにくい状況が生じている。

民間企業においても担い手不足や採算性の確保が課題となっており、官民双方で維持管理体制が弱まりつつある。

持続可能な維持管理体制の構築に向けて、体制の見直しや新たな手法の導入が必要となっている。

(4) 道路の管理などに係る官民連携民間活用の取組について

上記の課題に対応するため、令和8年度から国土交通省の「先導的官民連携支援事業」の採択を受け「亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検査調査」として、包括的民間委託の導入に向けた検討調査を進めている。

検討対象としている業務は、住民対応の迅速化など住民サービスの向上に繋がる日常的に発生する小規模修繕であり、具体的には舗装の穴埋め、側溝の破損補修、道路施設の損傷、草刈対応など市内業者と単価契約で実施している業務を主として検討している。

(5) 道路環境美化ボランティアについて

市が管理する道路について「亀山市道路環境美化ボランティア推進事業実施要綱」に基づき、地域住民の方が道路の里親となり、ボランティアによる道路の環境美化活動を行っていただく制度を推進している。美化ボランティア活動に必要な物品貸与などの支援や、制度推進のための啓発に取り組んでおり、令和7年12月末現在で、17団体364名が加入している。

令和7年度経費 390,928 円 令和6年度経費 516,743 円

令和5年度経費 278,204 円

(6) 道路に関する自治会等からの要望件数について

道路関係要望数（令和7年12月末まで）

年 度	要 望 件 数	未 着 手 件 数 (経過観察含む)	対 応 済 率
令和元年度	205	5	98%
令和2年度	241	14	94%
令和3年度	264	11	96%
令和4年度	156	10	94%
令和5年度	155	16	90%
令和6年度	121	21	83%
令和7年度	99	67	32%
合 計	1241	144	88%

2 公園・緑地の現状について

(1) 公園・緑地の概要

① ○都市公園（都市計画区域内）：108公園（521,344 m²）

- ・総合公園：1公園（亀山公園 132,000 m²）
- ・地区公園：2公園（西野公園 76,689 m²、東野公園 68,708 m²）
- ・街区公園：105公園（243,947 m²）

○その他の公園（都市計画区域外）：2公園（1,100 m²）

- ・ゆめタウン梶ヶ坂公園（200 m²）
- ・ふるさと水と土保全公園（900 m²）

② 緑地面積：551,241 m²

(2) 公園施設の管理状況

都市公園については、平成18年度から指定管理者制度により管理運営を行っており、現在の指定管理者は公益財団法人亀山市地域社会振興会であり、指定管理機関（令和6年度～令和10年度）の3年目に当たる。

○施設管理概要 都市公園施設：108公園

有料公園施設：亀山公園野外ステージ

(3) 公園施設の管理体制

ア 都市公園

・都市公園の維持管理に関する業務

週1回の遊具・樹木等の日常点検、原則年2回の敷地内除草、トイレ等の公園施設の点検・清掃をしている。また、地域との連携を図る為に設置した「都市公園ネット」により、トラブルや事故の未然防止に向けた情報を受けられる体制を整備すると共に、市への直接問合せにも対応できるよう、振興会との緊急連絡体制を構築するなど、「安心・安全」「快適」「親しまれる」公園づくりを目指した計画的な維持管理体制を実施している。さらに、年2回の実施状況調査（モニタリング）を行うほか、振興会との間で日常的な情報共有を密に行っている。事業報告書では、要望事項や課題、その対応状況を整理した「ペンディングリスト」の提出を求め、改善状況を継続的に把握する仕組みを整えており、迅速な対応を通じてサービス水準の維持向上につなげている。

・野外ステージの維持管理及び利用許可に関する業務

亀山公園芝生広場に設置する野外ステージの維持管理及び利用申請の受付・許可事務を実施している。

・イベント運営業務

亀山公園菖蒲園において、市の花「花しょうぶ」に親しむ機会として、毎年6月に「花しょうぶまつり」を開催している。また、ノルディックウォーキングなど、市民が気軽に参加できる自主事業も実施している。

イ その他の公園

その他の公園（2公園）については、市から外部への業務委託により、遊具点検及び除草作業を実施している。

・修繕対応の役割分担と運用

指定管理者による管理運営においては、リスク分担の考え方から、修繕費が30万円以上となる場合は市が対応している。遊具をはじめとした公園施設の老朽化に伴う更新等については、工事発注により対応しているが、小規模な修繕については、市職員が現地確認の上、市内の単価契約業者へ指示して対応している。また、地域から市へ提出される要望書に基づく修繕依頼についても、内容を確認した上で同様に対応しており、地域の声を踏まえた適切な維持管理に努めている。

（４）公園施設の老朽化状況

・遊具の老朽化状況

遊具の点検については、都市公園を振興会が、その他の公園は市が、都市公園法に基づき、年１回以上の定期点検を実施し、点検結果を踏まえて更新に向けた対応を検討している。市内で遊具を有する公園は６８公園（都市公園６７公園、その他の公園１公園）であり、日常点検により軽微な修繕を行っているものの、老朽化は進行している。劣化の状況によっては継続使用の安全性が損なわれる可能性があるため、予防保全の観点から撤去のみを実施しており、撤去を行った公園は１８公園（２１基）となっている。

・トイレの老朽化状況

市内でトイレを有する都市公園は１１公園（１６施設）であり、日常清掃に加え、浄化槽設備の保守点検を実施している。亀山公園や西野公園については、近年更新を行いましたが、その他のトイレについては、軽微な修繕で対応している。

・その他の施設の老朽化状況

遊具の以外の園路、フェンス、駐車場舗装などについても、老朽化が進行しており、必要に応じて修繕により対応している。

（５）緑地の管理体制

・緑地管理の対応体制と役割分担

道路に隣接し通行の支障となる箇所を中心に、市の発注により除草作業を業務委託で実施している。市民からの通報があった場合には、現地確認を行い、宅地に隣接し生活に支障が生じるなど状況によっては市職員が伐採等を実施している。高所作業などの難易度が高い場合は、小規模であれば単価契約業者へ指示し、大規模であれば発注により業務委託で対応している。

（６）緑地の管理状況（高木化・苦情増加）

市が所有する緑地は面積が広く、全体的に樹木の生長が進んでいる一方、間引き等の計画的な維持管理ができておらず、支障発生時の事後対応にとどまっている。そのため、特に団地内では生活に支障を及ぼす内容の苦情が多く、近年その増加が顕著となっている。

(7) 公園・緑地管理の現状と課題

都市公園は指定管理者制度により一定の管理体制が確立されているものの、老朽化が進む施設の更新やそれに伴う安全確保が課題となっている。一方、緑地については市による管理であることから、限られた予算での対応により計画的な維持管理が行われていないため、苦情の対応や高木化による費用の増加により、職員の負担が大きくなっている状況である。今後は、公園・緑地双方において、老朽化対策の計画的推進、人材確保、管理体制の見直しなど、持続可能な維持管理の仕組みづくりが求められている。

(8) 単価契約業者による工事件数（令和6年度）

種 別	細別	件 数	全体件数
都市公園	樹木伐採	4 件	3 0 件
	老朽化遊具撤去	1 4 件	
	遊具以外の施設（園路、排水、その他）	1 2 件	
緑 地	樹木伐採	8 件	1 4 件
	草刈り	3 件	
	防草対策	3 件	

(9) 公園等美化ボランティアについて

市が管理する公園等について、「亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱」に基づき、地域住民の方が公園等の里親となり、ボランティアによる公園等の環境美化活動を行っていただく制度を推進している。美化ボランティア活動に必要な物品貸与などの支援や、制度推進のための啓発に取り組んでおり、令和7年12月末現在で21団体（公園・緑地）が加入している。

令和7年度経費 119,750 円 令和6年度経費 195,917 円

令和5年度経費 181,587 円

(1 0) 緑地の一覧

番号	緑 地 名	面 積
1	アイリスヒルズ緑地	56,789 m ²
2	泉ヶ丘緑地	9,121 m ²
3	会下団地緑地	187 m ²
4	亀田町緑地	1,498 m ²
5	川合町八ツ八緑地	300 m ²
6	川合町緑地	1,451 m ²
7	北鹿島緑地	105 m ²
8	北町緑地	895 m ²
9	関町小野緑地	139 m ²
1 0	関町富士ハイツ緑地	5,595 m ²
1 1	関町ニュータウン緑地	72,972 m ²
1 2	テクノヒルズ緑地	209,194 m ²
1 3	野村団地緑地	2,850 m ²
1 4	羽若町緑地	98 m ²
1 5	ひとみが丘緑地	543 m ²
1 6	みずきが丘緑地	43,851 m ²
1 7	みずほ台緑地	17,430 m ²
1 8	みどり町緑地	31,893 m ²
1 9	田村町緑地	772 m ²
2 0	名阪工業団地緑地	63,346 m ²
2 1	鷺山ハイツ緑地	3,610 m ²
2 2	和田団地緑地	1,660 m ²
2 3	和田緑地	328 m ²
	合計	524,627 m ²

(11) 緑地の主な利活用状況

行政財産名	行政財産目的外使用物件	使用者
関町ニュータウン緑地	ゴミ集積場	自治会
アイリスヒルズ緑地	消火栓ホース格納箱	自治会
みずほ台緑地	防災倉庫	自治会
	ゴミ集積場	
ひとみが丘緑地	消火栓ホース格納箱	自治会
	ゴミ集積場	
みどり町緑地	不法投棄看板	自治会
	消火栓ホース格納箱	
	ゴミ集積場	
	防災倉庫	
	看板	美化ボランティア団体
	ベンチ	
会下団地緑地	消火栓ホース格納箱	自治会

(12) 市が管理する緑地・公園等に対する要望件数について

緑地関係要望数（令和7年12月末まで） 公園関係要望数（令和7年12月末まで）

年度	要望 件数	未着手件 数（経過 観 察 含 む）	対応済 率	年度	要望 件数	未着手件 数（経過 観 察 含 む）	対応済 率
令和元年度	0	0		令和元年度	3	0	100%
令和2年度	3	3	0%	令和2年度	0	0	
令和3年度	8	7	12.5%	令和3年度	0	0	
令和4年度	2	0	100%	令和4年度	12	0	100%
令和5年度	20	4	80%	令和5年度	7	3	57.1%
令和6年度	13	2	84.6%	令和6年度	13	1	92.3%
令和7年度	21	11	47.6%	令和7年度	6	4	33.3%
合計	67	27	59.7%	合計	38	8	78.9%

3 官民連携民間活用について

(1) 官民連携民間活用導入後の流れ

導入前

市 職 員	民 間 企 業
市民からの通報受付	
↓	
現地確認	
↓	
対応判断	
↓	
数量調書作成	
↓	
業者への指示 →	指示書の受理
	↓
	現地確認
	↓
	修繕対応
	↓
施工報告確認 ←	施工報告書作成
現地完了確認 ←	完了報告

包
括
的
民
間
委
託
の
導
入

導入後

市 職 員	民 間 企 業
	市民からの通報受付
	↓
状況把握	←現地確認
↓	↓
対応検討・判断	←対応判断
通報内容の共有システム	↓
	↓
	↓
	↓
	↓
	修繕対応
	↓
	指示書の受理
	↓
現地完了確認	←完了報告

包括的民間委託の導入後は、民間企業が「市民からの通報受付」から「現地確認」、「対応判断」、「修繕対応」、「完了報告」までの一連の業務を一体的に実施する。これにより、通報受付から修繕官僚までを一元的に管理できるようになり、全体の対応スピードが向上する。

（２）官民連携民間活用に期待される効果

・発注業務の効率化・経費削減

舗装・側溝補修、草刈りなどの個別契約を包括契約にまとめることで、発注手続きが簡素化され、官民双方の事務負担とコストの削減が期待できる。

・業務の最適化

事務手続きが簡素化されることで、職員は行政判断や政策立案など、職員にしか担えない業務により集中できる体制を整備でき、マネジメント能力の向上が図れます。また、受注する業者にとっても、複数年度契約により安定的に業務を確保できるため、人材の確保や建設資材購入時のスケールメリットを得られることが期待される。

・民間ノウハウの活用による道路管理の高度化

民間事業者が有するノウハウや新技術の活用により、道路管理の効率化・迅速化が図られ、市民サービスの向上につながる。

【行政視察】

5月13日に静岡県伊豆の国市、14日に茨城県牛久市、15日に千葉県流山市を訪問し、行政視察を実施した。

1 静岡県伊豆の国市「かわまちづくり計画」について

伊豆の国市を流れる狩野川の水辺空間は、健康志向の高まりからウォーキングやランニング、サイクリングなど多様な形態で利用され、利用者も増加傾向にあり、特に東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技が開催されることから、サイクリングを目的に来訪する方も多く見られる。このような背景のもと、自然環境や地域住民の憩いの空間を保全することなど、「まちづくり」と「かわづくり」が一体となった地域の活性化及び新たな水辺空間を創出するため、「かわまちづくり計画」を策定し狩野川を軸とした地域の魅力・賑わいの再生に向けた水辺空間を、狩野川原風景に接し、サイクルツーリズム、地域祭事、遊び体験ができる機能の整備を行った。

施設の維持管理はパークPFIという手法で民間企業が指定管理者となっている。ドッグラン、キャンプ、BBQ、マルシェやキッチンカー等、様々なコンテンツが提供されているように指定管理者自身のノウハウが発揮されている。しかし、現在、指定管理者の赤字が続いており、5年後の指定管理者の継続が可能な課題である。今後、無償である施設利用料金の検討が必要であるとともに、もっと多くの市民に川の駅の魅力を理解してもらえるような周知が必要であると感じた。

2 茨城県牛久市「公園管理と利用促進の取組」について

牛久市が管理する公園は、都市公園24箇所、一般公園123箇所の合計147箇所である。そのうち33箇所について里親制度による維持管理がなされている。

公園の維持管理については、住宅開発による公園数の増加や遊具の老朽化、樹木の高齢化等の問題を抱えている。そこで、牛久市では公園里親制度として1㎡あたり40円を交付し、市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで公園の美化と活用を進め、皆の力で愛される公園を育てている。

また、東北大学とEBPM（証拠に基づく政策立案）を活用した公園管理を検討しており、人口動態や居住誘導区域、公園配置などの社会的データを活用し、公園ストックの最適化と住民利便性の両立を目指した維持管理方針の検討を実施している。

更には、職員自らによる通勤路や利用している歩道等の除草を自分事と捉え、除草活動や対策の調査研究なども行っている。

牛久市では、1平方メートルあたり40円の補助金を交付しており（5万円以下は

5万円)、約250万円の交付に対し公園管理費が約1,300万円の削減効果をあげている。

制度を利用しているのは147箇所の公園のうち、33箇所の公園。令和6年度41公園、令和7年度36公園、令和8年度33公園で年々取り組む箇所が減少しているのが課題である。また、住居地域内に複数の公園があるため、地元要望として撤去がある一方で新設の要望もあり行政として苦慮していることが伺える。

また、多くの住宅団地の開発による公園数の増加が維持管理における行政課題が顕著化していることから、東北大学とのEBPMを活用した公園管理の検討も行い、公園配置の最適化と住民利便性の両立を目指した維持管理方針の検討を行っているのは画期的なアイデアであると感じた。

3 千葉県流山市「道路維持管理業務」について

流山市では、年々増加する道路の維持管理について課題を抱えており、職員の対応力の低下や工事の経験不足、法令等の知識不足に対し、DXや民間活力を活用している。

これは従来の市の担当職員が現地確認をして、修繕を発注する方法から、窓口から応急措置までを一括して、流山市道路維持管理業務として委託している。

また、従来の仕様発注から性能発注として、市が要求するサービス水準(性能)を委託者に提示し、サービス水準を遵守するための具体的な方法やプロセス等については、受託者の自由裁量に任せる発注方法を取り入れることにより、受託者が自らのノウハウを最大限発揮し、低コストで良質な市民サービスを提供している。

道路担当部局では、道路維持修繕業務の軽減を図るべき、1件当たりの道路要望情報に処理する時間を分析し、情報の受信10分、現地調査40分、修繕判断30分、発注手続き30分、計110分という結果となっている。また、道路維持管理に係る課題である、ケースバイケースの対応力の低下や工事経験不足、道路に関する法令等の知識不足を解消するためDXの活用、民間活力の活用を検討している。

そうしたことを踏まえ、令和4年に道路情報管理センターを組織化し流山市道路維持管理業務委託を締結した。令和6年には、道路に加え、河川、公園緑地を加えた、みち・かわ・みどり管理センターに拡大している。

管理業務委託は、性能発注で1社と契約。現在、市民要望は400件、内、コールセンター195件、市205件と業務の平準化が進んでいる。一方で委託業者の業者不履行がないように定期巡回を行っている。

課題としては、市民がすべきものまでセンターに要望することがある。事前に委託

仕様の段階でどこまでを行うべきか範囲を決めておくと共に、難しい案件は市に回すことでセンターと市とが円滑に業務が遂行されていると感じた。

監理業務委託の効果は、センターを設置することで、休日、夜間にも業者が対応し、市職員の負担が減り、簡易修繕については、仕様書、契約書の作成など事務負担の軽減及び市民満足度のアップに繋がっている。DXの活用により、過去の情報が蓄積されると共に随時情報が共有され、どこでも誰でもいつでも利用できるという仕組みは亀山市においても取り入れるべきである。

また、導入にあたっては、本市でも課題とされている業者とのコミュニケーションの必要性を改めて感じさせられた。

【三重県建設業協会亀山支部との意見交換】

令和8年7月24日に三重県建設業協会亀山支部と「社会インフラにおける官民連携」をテーマに意見交換を行った。

《主な意見等》

○建設業における課題

- ・昭和36年に亀山支部として活動を始めた時は31社の加盟であったものが、現在は15社と減っており、会員の拡大に努めているが、なかなか増えない状況である。
- ・屋外作業が多いことや緊急の対応などがあることから、建設業の若い働き手は減ってきている。
- ・地球温暖化の影響により、暑さで夏期の作業が難しく、県の公共工事では夏季休暇というかたちで作業を休止することがあった。

○官民連携における課題

- ・包括的民間委託については、公共のものを受ける以上、責任の所在や権限の在り方をしっかりとさせる必要がある。
- ・責任が明確でないと、コールセンターや割り振りを行う企業までが指名停止を受ける可能性がある。
- ・災害協定との兼ね合いもあり、災害時に通報があった場合の対応も心配である。
- ・今の工事契約と比べ事業量が確保されるのか心配である
- ・地区割や月割りなど、どの様に配分されるのか不明である。
- ・今現在、雪氷対策で融雪剤が無く、橋の上だけ撒いてくれというような上限があるなかで、裁量と責任をもたされても困る。予算がないから止めてくれは無いようにしてほしい。
- ・包括的民間委託を導入しても、10年後には建設業の人材も減る中で、コールセンターから対応してくれと言われても対応できないかも知れない。
- ・全体の作業量のこともあるが、歩掛など単価についても十分見てもらう必要がある。
- ・維持管理についての範囲を明確にしてほしい。
- ・従来の業務と包括的民間委託と事業量は変わらなくても、個々の事業者では仕事が減る可能性がある。
- ・道路補修や雪氷対策、ガードレールなどの安全施設等どこまでの範囲をするのかで参加できる業者も変わってくる。

【公園等美化ボランティアとの意見交換】

令和8年7月24日に公園等美化ボランティア7団体と「社会インフラにおける官民連携」をテーマに意見交換を行った。

《主な意見等》

○ボランティア活動の内容や課題について

- ・企業としては CSR 活動（企業の社会的責任）の一環として行っており、物品の支給は常にもらっているわけではない。
- ・球根を植え付けている。球根を支給してもらっているが、自分で育てているものもある。
- ・赤道や崖ののり面の所を年4、5回高齢者二人で刈っており、後継者はいない。
- ・せっかくもらった苗を枯らすと申し訳なくなるので、水をやっているが大変である。水道があると非常に助かる。昔は給水車が来てくれた時もあった。
- ・草刈りのあとの草の処分に困っている。
- ・作業をした後のお茶などは自費で用意している。
- ・現金であれば夏場はお茶、冬は羽織るものなど支給できるのでありがたい。
- ・申請などで窓口に行っても話しづらく、ボランティアの声を聴いてもらえる場があると良い。
- ・ボランティアでやっているのも特に報酬などは求めてはいない。
- ・市はボランティアに対して何を求めているのか聞きたい。
- ・実績報告に対して写真などの経費については負担しなければならない。
- ・自分たちが辞めた後に活動が続くかが心配。辞めた後に、そのままになるのか、市が管理してくれるのかも気になる。

【検討結果のまとめ】

産業建設委員会として、調査・研究テーマに掲げた「社会インフラにおける官民連携」について、現状把握、行政視察、意見交換を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

1 道路の管理などに係る包括的民間委託を実施するまでの課題

- (1) 通報から工事完了までの責任の在り方や道路瑕疵が発生した場合の過失の割合などが明確ではなく、事業者に不安が残っている。
- (2) 十分な管理をするための事業量や適切な工事単価、受託者間の請負状況の調整方法などについて、情報の共有ができておらず、事業者とのコミュニケーションが十分とはいえない。
- (3) 市は技術職員の確保が難しく、専門知識・技術の継承が進みにくくなっており、建設業においては屋外での作業や緊急時の対応などがあることから新たな働き手の確保が難しい状況である。インフラの老朽化が進むなかで事業を継続するには労働環境の改善や人材確保などを念頭に置いた中長期的な視点が不足している。

2 公園・緑地の美化ボランティアの在り方と適切な支援について

- (1) 少子高齢化が進みボランティアの人材確保が困難であるなかで、団体から意見を聞き、困っていることやボランティアの在り方について一緒に考える機会がなく、各団体と課題の共有が出来ていない。
- (2) 近年、40度を超える暑さの中での作業や、花苗を枯らさないように水やりを行っており、暑さ対策や草刈り後の草の処理などの課題がある。現在の現物支給だけでは団体が活動を継続するための支援が十分ではない。

3 開発により増加した公園等の最適化の検討

- (1) 住宅団地の開発による公園数の増加が維持管理において課題が顕著化している。EBPM（証拠に基づく政策立案）を活用した公園配置の最適化と住民利便性の両立を目指した公園管理等を検討するなど、増加する公園に対する対応が不足している。

4 かわまちづくり計画におけるパーク P F I を活用した施設の維持管理の難しさ

- (1) 河川整備後の施設の維持管理をパーク P F I という手法で民間企業を指定管理者とする場合、実際に収益を上げることは難しい。民間を活用した維持管理については計画策定の段階から慎重に考えるべきである。

よって、産業建設委員会として「社会インフラにおける官民連携」について、下記のとおり市長に提言する。

記

1. 包括的民間委託の導入に向けた事業者との合意形成及び体制の構築

包括的民間委託については、事業者とのコミュニケーションを十分に図り、責任の所在や道路瑕疵に対する過失割合、事業量、事業範囲等詳細について相互理解を深めた上で事業を実施すること。また、市及び建設業における人材不足の現状を踏まえ、事業者の負担が過度に増えることのないよう柔軟に対処するとともに、持続可能な事業の実施体制の構築に努めること。

2. 道路、公園等の社会インフラにおける配置や管理の最適化の検討

社会インフラの老朽化が進む一方、技術者やボランティア等の人材不足を見据えると、現状の適正管理を継続することは困難である。少子高齢化の進展や価値観や生活様式の多様化が進む中で EBPM（証拠に基づく政策立案）の手法を活用し、既存の社会インフラの必要性や配置について見直す機会を設けること。

3. 公園等環境美化ボランティアへの柔軟な支援

公園、緑地等の管理については、各団体との対話や意思疎通を図り、現場の課題を共有すること。また暑さ対策など支援の方法に柔軟性を持たせ、現物支給のみならず現金支給も選択できるようにするなど、活動が持続できる仕組みを構築すること。

4. かわまちづくり計画における適正な施設の維持管理

かわまちづくり計画において、整備後の施設をパーク PFI 方式で収益を上げながら事業者が維持管理を行うことは難しい。民間と連携した維持管理については、計画策定の段階から利活用の内容や規模などについて、継続性を担保できる最適な手法を多角的に検討すること。